

山口学芸大学及び山口芸術短期大学 GPA 制度運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、山口学芸大学学則第 35 条及び山口芸術短期大学学則第 19 条第 2 項の成績評価に基づき、学業成績をはかる指標としてグレード・ポイント（以下「GP」という。）及びグレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）の運用について、必要な事項を定める。

(成績評価及び GP)

第2条 GP は、各々の授業科目の成績評価に対して付与される。

2 GP の付与は、下記の成績評価に基づくものとする。

成績評価		単位認定	GP
S	90～100 点	認定	4
A	80～89 点	認定	3
B	70～79 点	認定	2
C	60～69 点	認定	1
D	0～59 点	不認定	0
F	受験資格等なし	不認定	0

(GPA の種類及び計算方法)

第3条 GPA の種類は、各期における学修の状況及び成果を示す指標としての GPA（以下「学期 GPA」という。）、各年度における学修の状況及び成果を示す指標としての GPA（以下「年度 GPA」という。）及び在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標としての GPA（以下「通算 GPA」という。）の 3 種類とする。

2 学期 GPA、年度 GPA 及び通算 GPA の計算方法は、次のとおりとする。ただし、算出された数値の小数点第 3 位以下は四捨五入し、小数点第 2 位まで記すこととする。

(1) 学期 GPA の計算方法

$$\text{学期 GPA} = \frac{\text{(各期に各授業科目で得た GP} \times \text{当該科目の単位数) の合計}}{\text{各期に履修登録した単位数の合計 (D,K,F の授業科目の単位数も含む)}}$$

(2) 年度 GPA の計算方法

$$\text{年度 GPA} = \frac{\text{(当該年度に各授業科目で得た GP} \times \text{当該科目の単位数) の合計}}{\text{当該年度に履修登録した単位数の合計 (D,K,F の授業科目の単位数も含む)}}$$

(3) 通算 GPA の計算方法

$$\text{通算 GPA} = \frac{\text{(全期間に各授業科目で得た GP} \times \text{当該科目の単位数) の合計}}{\text{全期間に履修登録した単位数の合計 (D,K,F の授業科目の単位数も含む)}}$$

- 3 成績評価が、「D」、「K」、「F」の授業科目についても、原則として GPA の算定に含めるものとする。
- 4 成績評価で「D」となった科目が、再履修で合格となった場合、以前の不合格の科目についても GPA の対象とする。
- 5 本学入学前に修得した単位認定科目や他大学等で、修得した単位認定科目等の素点や段階評価をせず単位修得のみを認定した授業科目は、GPA の算定に含めない。

(GPA の取り扱い)

第4条 GPA は、学習指導や履修指導、退学勧告等の参考資料、及び各種奨学生、本学特待生、学長表彰の選考等に活用する。

- 2 学期 GPA が2学期連続で 1.00 未満の者は、次学期の履修登録までに指導を行う。
- 3 学期 GPA が3学期連続して 1.00 未満の者には、退学の勧告を行うことがある。

(GPA の通知)

第5条 GPA の学生への通知は、各学期のガイダンス等において、学期 GPA、年度 GPA 及び通算 GPA を記載した資料を配布することにより行う。

(苦情等の処理)

第6条 GPA に関する苦情、申し立て等については、学生部長が所属各学部長、所属研究科長、所属学科長と協議して処理するものとする。

(GPA の管理)

第7条 GPA の管理は、学生部教務課において行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、GPA 制度に関し必要な事項は、理事長の承認を得て学長が定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 9 月 23 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年 3 月 31 日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。